

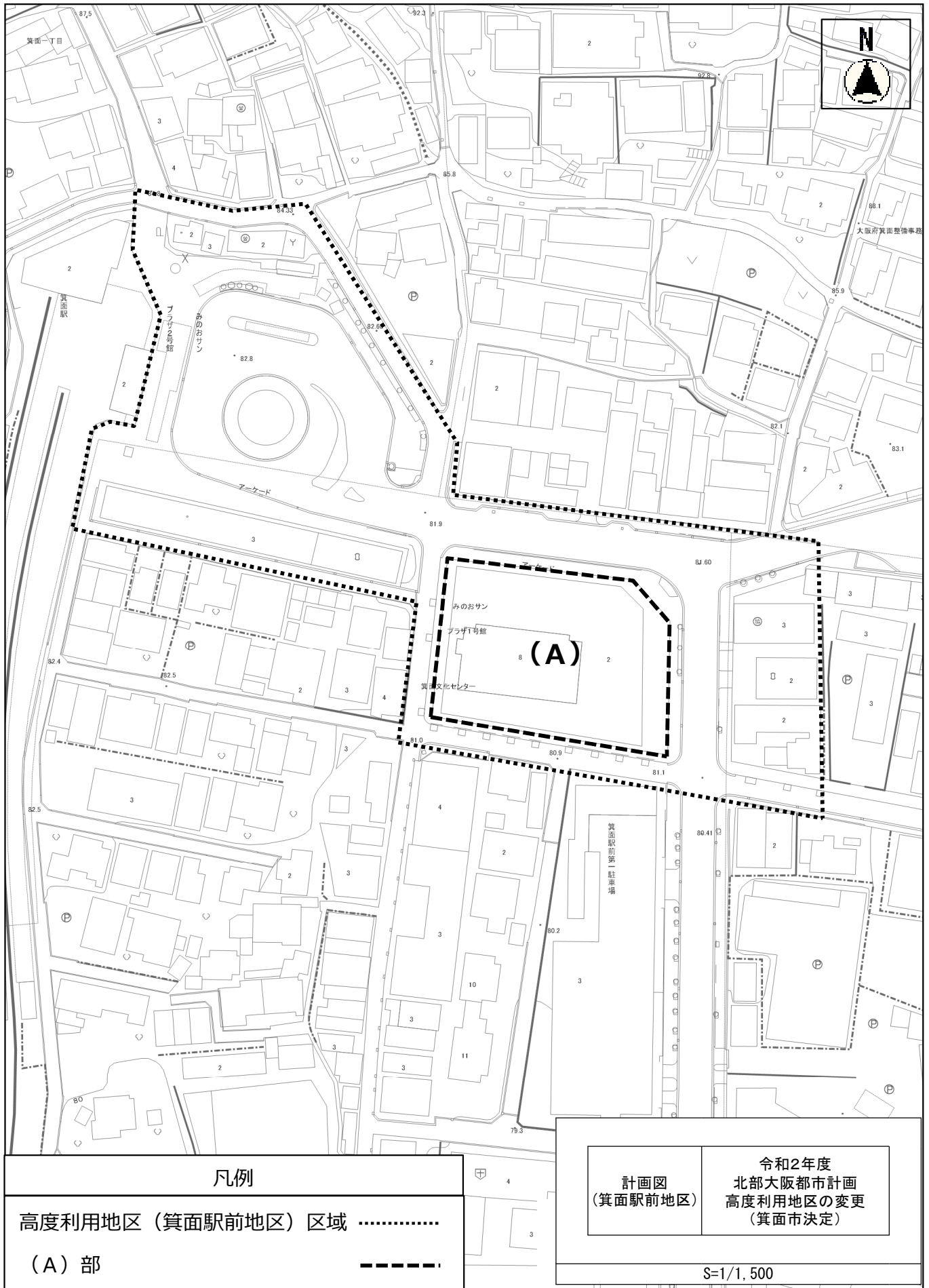
北部大阪都市計画高度利用地区の変更(箕面市決定)

北部大阪都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度 (注 3)	建築物の 建築面積の 最低限度	備考
高度利用地区 (箕面駅前地区)	約 1.6ha	40/10 (注 1)	20/10	8/10	200 m ²	箕面駅前地区市街地 再開発事業施行区域
高度利用地区 (船場団地業務 地区)	約 53.0ha	60/10 (注 2)	20/10	8/10	200 m ²	
高度利用地区 (小野原地区)	約 2.8ha	20/10	7/10	6/10	200 m ²	小野原住宅街区整備 促進区域
(注 1) ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 5 第 2 項の規定に基づき地区整備計画が定められた区域内において、計画図に示す(A)の部分を一の敷地で利用する場合（ただし、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為により生じる敷地の部分は除く）で建築基準法第 59 条の 2 の規定により許可された建築物はこの限りでない。 (注 2) ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 5 第 2 項の規定に基づき地区整備計画が定められた区域内において、計画図に示す(A)および(B)の部分それぞれ一の敷地で利用する場合（ただし、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為により生じる敷地の部分は除く）で建築基準法第 59 条の 2 の規定により許可された建築物はこの限りでない。 (注 3) ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつては 2/10 を加えた数値とする。						

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

北部大阪都市計画高度利用地区 計画図（箕面駅前地区）



北部大阪都市計画高度利用地区 計画図（船場団地業務地区）

